

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和3年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 93,880 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,436,321 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名	令和3年度当初予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉施設経費	4,579			130	580	3,869
	ぬくもりセンター施設経費	75,321			40,884	4,488	29,949
	ひとり親家庭等医療経費	6,908	1,134		1	753	5,020
	子ども医療経費	19,257	3,175		1	2,096	13,985
	重度心身しょうがい者医療経費	16,104	6,930		2,036	930	6,208
	高齢者福祉経費	187,919	28,596		202	20,737	138,384
	高齢者福祉施設経費	34,212			14,544	2,563	17,105
	介護支援経費	163,944	10,477		1,575	19,794	132,098
	しょうがい者福祉経費	304,910	204,125	28,500		9,420	62,865
	児童福祉総務経費	4,740	2,158		2,130	59	393
	保育所運営経費	1,019			60	125	834
	子育て支援経費	50,223	11,128			5,095	34,000
	認定子ども園運営経費	345,999	217,894	16,000		14,609	97,496
	児童手当経費	80,992	65,475			2,022	13,495
	母子保健経費	30,550	673		208	3,866	25,803
小計	1,326,677	551,765	44,500	61,771	87,137	581,504	
保健衛生	地域保健経費	54,920	812		30,511	3,075	20,522
	予防経費	53,358	23,156		3,422	3,490	23,290
	保健センター管理経費	1,366				178	1,188
	小計	109,644	23,968		33,933	6,743	45,000
合計	1,436,321	575,733	44,500	95,704	93,880	626,504	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。